

山梨県高効率化省エネ設備導入支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 山梨県高効率化省エネ設備導入支援事業費補助金（以下「補助金」という。）については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、二酸化炭素の排出削減による地球環境の保全及び改善並びに山梨県地球温暖化対策実行計画（令和5年3月改定）の目標を達成するため、県内に事業所を有する事業者の設備の省エネルギー化を促進することを目的とし、これに要する経費について予算の範囲内で補助する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所 工場、事務所その他事業を行う場をいう。
- (2) 省エネ設備 別表に定める機器のうち、従来設備に比べて温室効果ガス排出量を削減できる設備をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の対象となる者は、山梨県内に所在する事業所において事業を実施する法人及び個人事業主のうち、次の全てに該当する者とする。

- (1) 山梨県第三者所有モデルによる再エネ設備導入支援事業費補助金の交付を受けたPPA事業者との間で、オンサイトPPAモデル又はリースモデルにより太陽光発電設備を設置した需要家であること。ただし、別途協議の上、知事の承認を得た場合はこの限りでない。
- (2) 一般財団法人省エネルギーセンター等が実施する省エネ最適化診断を受診した事業所であること。
- (3) 山梨県の県税の滞納がないこと。
- (4) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

エ 法人(法人でない団体に代表者又は管理人の定めがあるもの(以下この号において「人格のない社団等」という。)を含む。)であって、その役員(人格のない社団等の代表者又は管理人を含む。)のうちに暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者があるもの

オ 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がその事業活動を支配する者

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たりその相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者

(5) 直近2箇年の決算にて、債務超過でないこと

(補助対象事業等)

第5条 交付の対象となる設備(以下「補助対象設備」という。)及び補助率は、別表に掲げるとおりとし、補助対象設備の具体的な条件は、別に定める。

(補助金の交付の対象となる経費等)

第6条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象設備を設置するために直接必要な経費とし、具体的な内容は別に定める。ただし、消費税及び地方消費税分については、対象としない。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下、「補助事業申請者」という。)は、補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(交付決定)

第8条 知事は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査及び必要に応じて行う現地調査により、適当と認めるときは補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書(様式第2号)により補助事業申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 規則第6条の規定による補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業の内容の変更をしようとする場合は、変更承認申請書(様式第3号)により、知事の承認を受けなければならない。ただし、変更後においても目的に沿った細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増加を伴わない場合は、この限りでない。

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、中止（廃止）承認申請書（様式第4号）により、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 同一の対象設備、経費等で、国、県、市町村等が実施する設備導入等に係る他の補助制度と併用して交付を受けないこと。

（事前着手）

第10条 補助事業申請者は、補助金の交付決定前に事業に着手した場合は、補助金の交付を受けることができない。ただし、知事がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。

2 補助事業申請者は、前項ただし書の規定により補助金の交付決定前に事業に着手する場合は、あらかじめ事前着手届（様式第5号）を知事に提出しなければならない。ただし、届出により補助金の交付が確約されるものではない。

3 補助事業申請者は、前項により事前着手した後に、第8条の規定による交付決定がされない場合においても異議は申し立てられない。

（状況報告等）

第11条 知事は、必要に応じて補助事業者（前条第2項の事前着手届を提出した補助事業申請者を含む。）から補助事業の遂行の状況の報告を求め、又は調査することができる。

2 補助事業者は、前項の調査に関して立会いその他の協力をしなければならない。

（実績報告書の提出）

第12条 補助事業者は、当該事業が完了した日から起算して1箇月を経過した日又は別に定める日のいずれか早い期日までに、実績報告書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

（額の確定）

第13条 知事は、前条の規定により実績報告書を受理した場合は、その内容を審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき額を確定し、補助金額の確定通知（様式第7号）により補助事業申請者に通知する。

（交付方法）

第14条 知事は、必要があると認める場合には、補助事業者に対し、概算払により交付することができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第15条 知事は、第9条の規定による補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次のいずれかに該当する場合は、第8条の規定による補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- （1）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合
 - （2）補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - （3）第16条の規定に違反して承認を受けずに補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供した場合
 - （4）第9条の規定による申請なく、事業内容等を変更した場合
 - （5）前各号のほか、補助事業に関し、補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に違反した場合又は知事の指示に従わなかった場合
- 2 知事は、前項の規定による取消し又は変更を行った場合において、既に当該取消し又は変更に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（取得財産の管理及び財産の処分の制限）

第16条 補助事業者は、補助金の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）について、管理するための台帳を備え、交付対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は取得財産等のうち、取得価格が単価50万円を超える器具その他の財産については、知事が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して別に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けずに、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 3 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第9号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 知事は、前項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。
- 5 補助事業者は、天災地変その他補助事業者の責に帰することができない理由により、補助対象設備が毀損され、又は滅失したときは、補助対象設備毀損（滅失）届出書（様

式第10号)により知事に届け出なければならない。

(書類の整備等)

第17条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備し、補助金の額が確定した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しておかななければならない。ただし、処分制限財産等について処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳その他関係書類を保存しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、別に知事が定める。

附 則

この要綱は、令和8年8月1日から施行する。

別表（第 3 条・第 5 条関係）

補助事業	補助対象設備	補助率	補助限度額
補助対象設備を設置する事業	①高効率空調機器 ②高効率照明機器 ③高効率給湯機器	補助対象経費の 1 / 2	1 事業所当たり、上限 1, 0 0 0 万円